

死亡届後の手続きについて

死亡の事実を知った日から7日以内に死亡届を提出してください。※火葬を終えていれば、死亡届はすでに届出されています。※死亡の記載の戸籍や除籍謄本の交付は死亡届出後1～2週間程度かかります。

戸籍は本籍地で取得できます。住民票除票や戸籍等の交付できる方が限られています。詳しくは町民課戸籍年金担当へお問合せください。

▼関連する主な手続き▼該当する場合は次の手続きも必要となります▼

《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
町民課	1階 ③番	世帯主変更	世帯員が複数おり世帯主が亡くなった場合	世帯員がお一人になる場合は手続き不要	本人確認書類（免許証など） 印鑑
		印鑑登録	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証の返却	印鑑登録証
		国民年金	国民年金（障害基礎年金、遺族基礎年金を含む）のみ受給していた方	国民年金未支給請求書	死亡者の年金証書・死亡の事実を確認できる書類等。 厚生年金や共済年金を受給されていた方は年金事務所へご確認ください。
		後期高齢者医療保険 国民健康保険	町の後期高齢者医療保険又は国民健康保険の加入者で、亡くなった方及び同一世帯の方	資格喪失の届出及び保険証等の返却、葬祭費の申請等	町民課保険担当へご確認ください。
上下水道課	1階 ④番	下水道	現在下水道事業受益者負担金を支払っている方	下水道事業受益者異動届	新しく受益者になる方の印鑑
		農業集落排水	農業集落排水使用世帯の方	人数、受益者等の変更手続き	印鑑
		水道	水道を使用（所有）していた方	水道使用者（所有者）変更届等	印鑑
健康福祉課	1階 ②番	障害者手帳・自立支援医療	障害者手帳・自立支援医療に該当していた方	健康福祉課福祉グループへご確認ください。	【必要に応じて】障害者手帳（身体・療育・精神）・自立支援医療受給者証・印鑑・重度心身障害者医療費受給者証・通帳（相続人名義）・障害福祉サービス受給者証・生活サポート券未使用分・福祉タクシー券未使用分
健康福祉課 (長生き支援課)	1階 ②番	介護保険	介護保険被保険者証をお持ちの方	資格喪失の手続き・介護保険被保険者証等の返却・認定申請中の方は申請取下げ	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証（お持ちの方）・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）・印鑑（申請取下げの方のみ）

《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
税務課	1階 ⑤番	固定資産税	土地や建物等を所有していた方が亡くなられた場合で相続登記が済んでいない方	相続人代表者指定届	相続人代表者指定届に相続人全員が署名捺印（認印で可）した届出書
		軽自動車	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕用等）・二輪（バイク）をお持ちの方	名義変更・廃車等の手続き	税務課住民税担当へご確認ください。

《 役場庁舎2階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
都市政策課	2階 ⑤番	デマンドタクシー	デマンドタクシーの利用者登録をしていた方	登録者証の返却	小川町デマンドタクシー登録者証（黄色のカード）
農業委員会	2階 ⑦番	農地相続	農地を所有している方	相続登記後、農地法第3の3相続の届出	相続登記関係書類 印鑑
環境農林課		森林相続	森林の土地を所有している方	森林の土地の所有者届出書（所有者となった日から90日以内）	当該土地の登記事項証明書・位置図

《 役場庁舎3階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
学校教育課	3階 ③番	就学	小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が亡くなられた場合	保護者の変更届	
		就学援助		振込口座の変更	印鑑・通帳等

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地 小川町役場 0493-72-1221（代表）

庁舎外の子育て支援(ココット)、図書館での手続きは裏面をご覧ください。

《 庁舎外 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
子育て支援課	子育て総合支援センター ココット 小川町 大字角山 133番地	保育園	園児死亡の場合 保育園児の保護者が手続き	支給認定の変更申請書・退園手続き	印鑑
			保護者死亡の場合 保育園児の親族が手続き	支給認定の変更申請書・世帯構成変更届・保育料減免申請（ひとり親の場合）	印鑑 保育料の口座引落名義人の変更は金融機関で行う
		こども医療費	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	こども医療費受給資格消滅届	印鑑 こども医療費受給資格証
			受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	こども医療費受給資格登録申請書	印鑑 こども医療費受給資格証
		児童手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	児童手当受給事由消滅届	印鑑
			受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	児童手当未払請求書 認定請求書	新たに受給資格者となる方の口座の通帳・マイナンバー・児童の口座の通帳・印鑑
		児童扶養手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	児童扶養手当資格喪失届、または額改定届	印鑑、児童扶養手当証書
			配偶者死亡の場合 受給者が手続き	児童扶養手当認定請求書※遺族年金を受給される場合には却下となる場合あり	死亡届受理証明書・印鑑・戸籍謄本・マイナンバー・受給資格者の口座の通帳
			受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	児童扶養手当認定請求書	死亡届受理証明書、印鑑、戸籍謄本・マイナンバー・受給資格者の口座の通帳
		ひとり親家庭等医療費	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	資格消滅届	印鑑・ひとり親家庭等医療費受給資格証
			配偶者死亡の場合 受給者が手続き	ひとり親家庭等医療費認定請求書	印鑑・健康保険証・受給資格者の口座の通帳
		特別児童扶養手当	対象児童死亡の場合 受給者が手続き	特別児童扶養手当資格喪失届、または額改定届	印鑑・特別児童扶養手当証書
			受給者死亡の場合 児童を新たに監護・養育される方が手続き	特別児童扶養手当認定請求書	印鑑・特別児童扶養手当証書

《 庁舎外 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
生涯 学習課	図書館	利用カード 返納	図書館利用カードを持って いる方	利用カード返納	亡くなられた方の利用カード

埼玉県比企郡小川町大字大塚99番地1/小川町立図書館 0493-72-5965

《 その他 》

手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	問合せ
さいたま地方法務局 東松山支局	不動産	亡くなられた方名義の不動 産を相続される方	不動産の名義変更	さいたま地方法務局東松山局 TEL : 0493-22-0379 (代表) 『さいたま地方法務局 管轄』 検索で検索

その他手続き メモ欄